

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 31 年 2 月 20 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800019号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800014号

第1 結論

請求者のA社における平成25年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年9月及び同年10月の標準報酬月額を22万円から28万円に訂正する。

平成25年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年9月1日から平成26年9月1日まで

ねんきん定期便で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における請求期間の標準報酬月額が、給与明細書の総支給額に比べて低く記録されているので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成25年9月1日から同年11月1日までの期間については、請求者が保管する給与明細書及びA社が保管する給与賃金台帳(以下、併せて「給与明細書等」という。)により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年

金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、平成25年9月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成25年9月及び同年10月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年9月及び同年10月について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成25年11月1日から平成26年9月1日までの期間については、給与明細書等により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。